

監 査 報 告 書

令和5年5月19日

学校法人聖泉学園

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 聖泉学園

監事

安田 勝雄



監事

堀川 英雄



監事は、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人聖泉学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果について報告いたします。

1. 監査方法

- (1) 業務監査及び理事の業務執行の状況については、理事会、評議員会に出席するほか、重要資料を閲覧して、学校法人聖泉学園の運営全般にかかる業務の執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査については、ひかり監査法人から監査の報告及び説明を受け、財務の適性執行並びに財産状況を監査しました。

2. 監査結果

学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めます。ただし、以下の3点について指摘します。なお、必要に応じてフォローアップの監事監査を行うことがあります。

- (1) 人間学部の学生募集停止により今後大幅な収入減が見込まれる。そこで今後、中途退学者を極力出さず、かつ令和9年3月末に円滑及び確実に廃部することが強く求められる。そのため、成績不良な学生や欠席傾向のある学生への決め細かく丁寧なサポートを行うこと。
- (2) 大学設置基準を基に定員管理を徹底し、人件費抑制を進めているが、非常勤教員の採用決定プロセスが一部不透明で人件費が予定外に膨らんでいる。教員採用及び配置の管理並びに権限について一層厳格な運営をすること。
- (3) デジタルトランスフォーメーション技術の導入や外注活用を通じて、コンパクトで確実に、そして負担の少ない労働環境を整え、費用を抑え生産性の高い業務遂行を行うこと。